

【資料2】

教育環境改善に関する請願書の要望事項について

- 1 要望事項2 スクールバスを運用した柔軟な学区外就学を実施し、過大規模の解消（受入れ可能な小規模校への通学手段を整え、過大規模校の教育環境改善と適正規模化を図る）について

(1) 令和4年度における小規模校（小学校）の受入れ可能人数

※学校名は児童数が少ない順に記載している。また、学級編制の標準については、学級編制の標準の引下げを考慮し、全学年35人とする。

(単位：人)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	余裕教室数	受入れ 可能人数 合計
	学級編制 の標準	35人	35人	35人	35人	35人		35人	
船穂小	5	4	1	4	7	8	29	0教室	181
	30	31	34	31	28	27	181	0	
六合小	10	11	8	11	11	12	63	7教室	392
	25	24	27	24	24	23	147	245	
本埜小	12	10	13	17	12	13	77	0教室	133
	23	25	22	18	23	22	133	0	
平賀小	17	13	10	15	17	13	85	4教室	265
	18	22	25	20	18	22	125	140	
小林北小	19	23	26	26	24	32	150	7教室	305
	16	12	9	9	11	3	60	245	
大森小	26	24	23	35	30	29	167	8教室	323
	9	11	12	0	5	6	43	280	

※上段：児童数、下段：受入れ可能人数（学級編制人数－児童数）

(2) 令和4年度における過大規模校（31学級以上）の小学校を適正規模にする場合

① 令和4年度における過大規模校の小学校（2校）の児童数

- ・小倉台小学校：1, 156人
- ・原小学校：1, 117人

② 適正規模校の児童数：840人（35人×24学級）

③ 過大規模校を解消させる場合に必要な学区外就学児童数（①－②）

- ・小倉台小学校：316人
- ・原小学校：277人

(3) スクールバス1台当たりの経費

便数、走行距離、時間等によりますが、令和2年度の実績を基に、現在、スクールバスを運行している学校では、マイクロバス（28人乗り（運転手除く））1台当たりの経費が年間約510万円となっています。

(4) スクールバスを運用した柔軟な学区外就学を実施し、過大規模を解消させる場合の1年当たりの費用（概算）

① 過大規模校を解消させる場合に必要なスクールバスの台数

- ・小倉台小学校：11台（ $316人 \div 28人乗り \approx 11.2台$ ）
- ・原小学校：9台（ $277人 \div 28人乗り \approx 9.8台$ ）

② 過大規模校を解消させる場合に必要なスクールバスの費用

- ・小倉台小学校：5,610万円（ $510万円 \times 11台 = 5,610万円$ ）
- ・原小学校：4,590万円（ $510万円 \times 9台 = 4,590万円$ ）
- ・合計：1億200万円

(5) 要望事項2 スクールバスを運用した柔軟な学区外就学を実施し、過大規模の解消（受入れ可能な小規模校への通学手段を整え、過大規模校の教育改善と適正規模化を図る）の実現性

現時点では、数字的には、過大規模校を適正規模にするための児童を小規模校で受入れすることは可能であるが、受入れ可能な小規模校については、中学校区が異なっており、過大規模校を解消するだけの児童がスクールバスでの学区外就学を希望することは考えにくく、過大規模校の解消にはつながらないと考えています。

また、令和8年度には、小倉台小学校及び原小学校の他、牧の原小学校も過大規模校になると推計しているため、更にスクールバスの台数を増やさなければならぬことや過大規模を解消させるために市内でスクールバスを運行した場合には、バスターミナルなどの施設整備が必要となり、登校時間帯の交通にも大きく影響することを考慮すると、実現は困難であると考えます。

なお、市内の小中学校の中には、指定校までの通学距離が遠距離であったり、交通量の多い歩道のない道路を通学している児童がいる学校もあるため、今後、全市的な指定校へのスクールバスの運行について、検討していく必要があると考えています。

2 要望事項3 「過小規模を解消し小規模校の存続」と「過大規模を解消し大規模校の適正規模化」について

(1) 「過小規模を解消し小規模校の存続」について

「過小規模を解消し小規模校の存続」については、小規模校（過小）の対応として、印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）において、隣接校との統合を実施することとしていますが、小規模校（過小）の該当校である船穂小学校及び本埜中学校については、「教育環境改善に関する請願書」に係る議会審議、学校適正配置審議会における審議等の内容を考慮し、令和5年度から小規模特認校制度を導入する方向で準備を進めています。

(2) 「過大規模を解消し大規模校の適正規模化」について

「過大規模を解消し大規模校の適正規模化」については、基本的には、印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）と同様の考え方であるため、基本方針（改訂版）に基づき、大規模校の対応を進めていくこととします。